

VIII 参 考 資 料

『学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き』

（平成24年3月発行 文部科学省）

【 概 要 】

この手引きは、学校防災マニュアルの作成、見直しや改善を行う際の留意点や手順、各種資料等を示し、各学校の地域特性や児童生徒等の実態に応じた学校防災マニュアルを整備・充実するために活用できるよう、文部科学省においてまとめたものです。

学校保健安全法

第二十九条（危険等発生時対処要領の作成等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」と言う。）を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

3-2 ①

体制整備と備蓄

学校防災の体制整備や災害時に役立つ備品、物品等の備蓄等については、日常から災害発生時を想定して備えておくことが大切です。特に発生時の危機管理に関する体制整備は、児童生徒等の命を守るために最も重要な部分であり、全教職員の理解と行動に結びつけるためには形式的なものではなく機能的で実践的なものが求められます。また、学校の実情や立地状況に応じ、地震発生後の二次対応についても体制整備を図っておく必要があります。

1 校内の体制整備

【1】 学校安全の中核となる教職員を中心に

災害発生時には、全教職員が各学校の学校防災マニュアルに基づき、児童生徒等の安全確保及び応急手当、二次対応等を実施する必要があります。そのためには、学校安全の中核となる教職員が安全に関する情報や話題を絶えず提供し、日常的、定期的に、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、意図的に話し合いを進めることが大切です。

【2】 全ての教職員が関わり、役割分担と責任を明確に

すべての教職員がそれぞれに役割を分担し、それらを統合することが大切です。そのためには、校務分掌、校内規程等において、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要であり、学校防災マニュアルの策定、避難訓練等の企画・調整・評価などについて、関係教職員の連携の核となる教職員を校務分掌の中で明らかにし、推進する体制を整備することが望まれます。その際、特別な支援を必要とする児童生徒等の配慮事項についても全教職員で共通理解を図ることが必要です。

【3】 校内体制の例

校内防災委員会の設置例を以下に示しました。

校内防災委員会の設置例

- 1 学校防災の充実を図るため、校長を委員長とする防災委員会を設置する。
- 2 委員は、防災管理者(副校長、教頭)をはじめ学年主任、安全担当者及び各部門の責任者とする。
- 3 委員会の開催は定例会と臨時会とし、計画的に開催する。
- 4 防災委員会は、警報等が発令された場合は、警戒本部となり、災害が発生した場合は対策本部となる。
- 5 防災委員会は次の事項等について審議する。
 - (1) 学校防災についての研究・調査に関すること
 - (2) 学校防災マニュアルの立案に関すること
 - (3) 校舎内外の施設・設備等の安全管理に関すること
 - (4) 避難訓練等の充実に関すること
 - (5) 教職員の研修等に関すること
 - (6) 関係機関等との連携に関すること
 - (7) 学校施設が避難所となった場合の協力体制に関すること
 - (8) その他、学校防災の推進・運営に関すること

「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」より抜粋、一部改変

2 保護者や地域、自治体等と連携した体制整備

既存する地域学校安全委員会、学校保健委員会、学校支援地域本部、学校運営協議会等の組織をベースとして、学校防災に関して以下のような点について、地域の実態に応じた事前の協議・調整を行い、連携体制を整備していくことが必要です。

【1】連携する関係機関等

PTA、自治体の防災担当部局、自治会、自主防災組織、消防署、警察署、防災・防犯ボランティア団体、学校医、地域医師会等がありますが、地域によっては、近隣の商店や企業、高層住宅管理者等との連携も考えられます。

【2】協議・調整内容の例

- 学校安全計画や学校防災マニュアルの検討
- 防災専門家等の授業や保護者対象等の研修会等の企画・実施
- 地域防災訓練等と地域の避難場所、避難所等の確認
- 備蓄倉庫等の防災に関する施設・設備の確認
- 津波災害時の避難のための高層住宅等との利用協議
- 近隣商店等との災害発生時の物資提供等の協議
- 災害発生時の避難方法や避難所の運営方法
- 災害発生時の医療体制
- 災害発生時の通学路の安全確保、防犯対策等
- 児童生徒等のボランティア活動
- 情報通信網が途絶した場合の保護者や関係機関等への多様な連絡方法(災害用伝言ダイヤル、インターネット掲示板等固定電話以外の様々な手段)

3 二次災害を想定した準備

【1】各学校の地域性を踏まえ、想定すべき二次災害を洗い出す

地震発生後に起こる二次災害は次のようなものが考えられます。これらの災害には地域性があり、学校の自然的環境、社会的環境、施設の耐震化の有無などによって起こりやすさが変わってきます。検討する際には学校だけでなく、教育委員会や専門家の意見を含め検討することが大切です。

想定すべき二次災害の例		
津波	☐ 海からの津波	☐ 河川を遡上して堤防を越えてくる津波
火災	☐ 学校からの出火	☐ 周辺の地域からの延焼・類焼
余震	☐ 建物の倒壊	☐ 非構造部材の落下・転倒・移動
その他の災害	☐ 土砂災害	☐ 液状化
	☐ 水害(堤防決壊、ダムの決壊、土砂ダムの決壊等)	☐ 地盤(沈下、すべり、亀裂、擁壁の崩壊等)
	☐ 雪害	☐ 原子力災害

*地域住民以外の避難者の可能性等も考慮

【2】適切な避難場所・経路を明記し、避難指示の手順を明確にする

二次避難の判断・指示を素早く行うことができるように、チェックシートやフローチャートなどの形でその手順を明確にしておくことが大切です。適切な避難場所・経路を選んでマニュアルに明記し、訓練しておくことが必要です。

それぞれの二次災害の判断材料となる情報と避難場所の例		
二次災害	判断材料	避難場所
津波	☐ 1分以上続く長い地震の揺れ ☐ 気象庁の津波警報・大津波警報 ☐ 学校周辺の状況(海の潮位の変化や河川の状況等) ☐ 学校の自然的環境	近くに高台があれば高台 建物の高層階や屋上
火災	☐ 校舎・校地の巡回 ☐ 学校周辺の状況(出火と延焼の有無、避難経路の状況) ☐ 市町村の災害対策本部からの避難勧告・避難指示 ☐ 消防署への通報と情報収集 ☐ 発災時の気象条件(風向、風速、湿度等)	校庭・公園などの広い空間 一時避難場所 広域避難場所 ※風上に避難(複数の方角に避難場所を用意)
余震による倒壊	☐ 校舎・校地の巡回 ☐ 応急危険度判定士による判定 ☐ 学校の耐震化の状況	校庭 近隣の耐震性のある建物 落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所
その他 土砂災害 水害等	☐ 校舎・校地の巡回 ☐ 学校周辺の状況(避難経路の状況、車道や歩道の通行状況、河川の水位や濁り、崖の状況等) ☐ 学校の自然的環境・社会的環境	危険区域外の建物 緊急の場合は校舎上層階の崖から遠い部屋

【3】校外活動における体制整備

校外活動においては、児童生徒等だけでなく引率教諭も慣れない環境での行動となり、地震発生時に適切に対応するためには、事前の十分な準備が大切です。活動場所によって想定すべき二次災害は異なります。実施計画の作成に当たっては、活動場所や移動経路上での避難場所を決め、保護者等へ周知することも考えておきましょう。校外活動当日は引率者が携帯ラジオを持ち、発災後すぐに情報を得られるようにします。

4 災害発生時や待機時に必要となる備品や備蓄

地震動が収まってからの避難行動、その後の下校や学校に待機することを想定し、それぞれの場面で必要となる物資等をリストアップするとともに、それらをどこに保管するかについても考えましょう。特に津波や土砂災害、水害の被害が想定される地域では、保管場所に注意が必要です。また、必要と考えられる物資が揃わないときには、その代用品となるものについても考えておきましょう。さらに、特別な支援を必要とする児童生徒等のための備品や備蓄についても考えておきましょう。

また、学校施設が地域の避難所となっている場合には、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議した上、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等についてあらかじめ定めておくことも必要です。

地震発生時の安全確保に役立つ物資等の例		
頭部を保護するもの	☐ 防災ずきん ☐ ヘルメット	
停電時に役立つもの	☐ ハンドマイク ☐ ホイッスル ☐ 懐中電灯・電池式ランタン	
救助・避難に役立つもの	☐ バール ☐ ジャッキ	

二次対応時に役立つ物資等の例	
情報収集に役立つもの	☐ 携帯ラジオ ☐ 携帯テレビ(ワンセグ) ☐ 乾電池 ☐ 携帯電話 ☐ 衛星携帯電話 ☐ トランシーバー
避難行動時に役立つもの	☐ マスターキー ☐ 手袋(軍手) ☐ 防寒具 ☐ 雨具 ☐ スリッパ ☐ ロープ



学校待機時に役立つ物資等の例	
生活に役立つもの	☐ 飲料水 ☐ 食料 ☐ 卓上コンロ(ガスボンベ) ☐ 毛布・寝袋 ☐ テント ☐ 簡易トイレ ☐ ビニールシート ☐ バケツ ☐ 暖房器具 ☐ 使い捨てカイロ ☐ 電子ライター ☐ タオル ☐ 衛生用品 ☐ 紙コップや紙皿
救護に役立つもの	☐ AED ☐ 医薬品類 ☐ 携帯用救急セット ☐ 懐中電灯 ☐ ガーゼ・包帯 ☐ 副木 ☐ 医療ニーズのある児童生徒等のための予備薬・器具等 ☐ マスク ☐ アルコール ☐ 担架
その他	☐ 発電機 ☐ ガソリン・灯油 ☐ 段ボールや古新聞 ☐ 投光器 ☐ プール水 ☐ 携帯電話充電器



東日本大震災の事例から

東日本大震災では、備蓄品や備蓄場所を検討する上で、学ぶべき事例がいろいろありました。

事例①

津波で1階の職員室が水没し、屋上に行くための扉の鍵を取りに行けなかったが、合い鍵が2階にあることを思い出し、開けることができた。

事例②

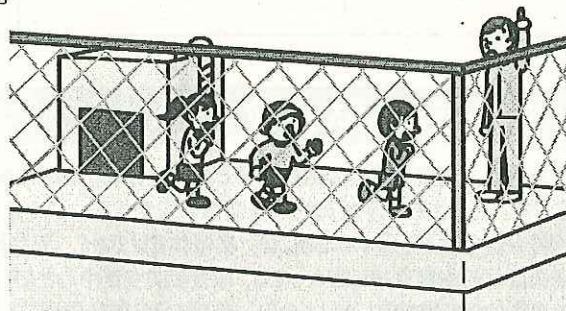
養護教諭が次々に来校した保護者に呼び止められ、対応をしている間に津波が来てしまった。その結果、1階の保健室に備蓄していた薬品や飲料水が泥まみれになり使えなくなった。

事例③

体育館の倉庫に備蓄していた毛布が津波をかぶったが、幸い流出することなく、しかもアルミバックされていたので湿ってもいなかった。津波が引いたあと取りに行き、冷え込んだ屋上で一夜を明かすための貴重な防寒具となった。アルミの袋は教職員や地域の大人が保温用に使った。

解説

学校が津波で被災した場合、1階の保健室や職員室にあるものは使えなくなると考えなければいけません。また、津波が来るおそれのあるときに1階に物を取りに戻るの危険です。津波のおそれがある学校では、災害時に必要なものは、あらかじめ高層階に備蓄しておくことも考えておきましょう。土砂災害や水害への備えも同様です。



3-2 2

点検

学校の施設及び設備等の安全点検については、学校保健安全法第27条において、計画的に実施するよう定められています。災害発生時に児童生徒等の安全を確保するとともに、安全に避難させるためには、校舎内の施設及び設備だけではなく、避難経路や避難場所の点検も必要です。

1 施設及び設備等の安全点検

安全点検の対象である学校施設等は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により変化します。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険が見過される可能性があります。学校保健安全法施行規則では、下表のように定期的、臨時的、日常的に行う安全点検について示されています。

安全点検の種類	時間・方法等	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・整備及び防火、防災、犯罪に関する設備などについて	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常時に使用する設備及び設備の異常の有無について系統的に行われなければならない(規則28条第1項)
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記(規則28条第1項)に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪(侵入や放火など)の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う(規則28条第2項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の完全確保を図らなければならない(規則29条)

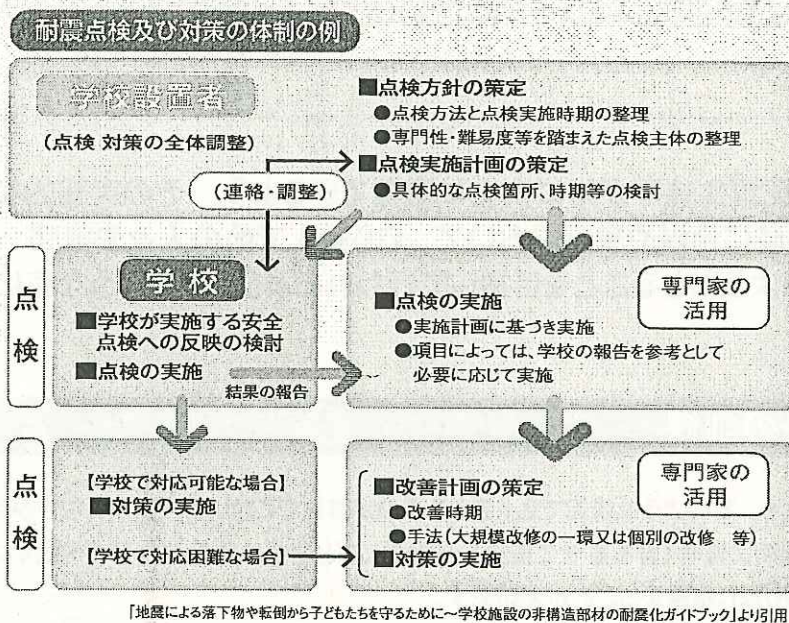
「[生きる力]をはぐくむ学校での安全教育」より引用

2 非構造部材の点検

学校施設は、児童生徒等の活動の場であるとともに、地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は重要です。このため、学校施設の構造体の安全性について専門家が耐震診断を行い、必要な補強工事を実施しています。また、学校施設の安全性を確保するためには、構造体だけでなく、天井材や外装材等の非構造部材の耐震対策を行うことも重要です。

非構造部材の耐震点検に当たっては、教育委員会が中心となり、教職員や専門家等と連携して実施する必要があります。教職員は、建築の専門的な知識は有しないものの、施設を日常的に使用している者として、日々活動する中で施設の不具合を見つけ、危険箇所を察知できる立場にあることから、教育委員会と緊密に情報共有することにより、効率的な耐震対策の実施に結びつけることが期待されます。教職員は、施設に何らかの異変がないかという観点で、以下のような項目を点検することが考えられ、点検の実施に当たっては、それらを安全点検に組み込むことが有効です。なお、点検項目は、各学校の状況等に応じて必要な項目を検討する必要があります。

■ 耐震点検及び対策の体制の例



解説

建物そのものではなく、天井材、外装材、照明器具、家具等を総称して非構造部材といいます。耐震化が図られ、地震動によって建物が倒壊する危険性の低い学校施設でも、非構造部材による危険が考えられ、これらについての点検が必要です。

■ 教職員の点検項目の例

教職員の点検項目(例)	
天井	天井材(仕上げボード)に破損等の異状は見当たらないか
照明器具	照明器具に変形、腐食等の異状は見当たらないか
窓ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異状は見当たらないか
外壁(外装材)	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか
	外壁にひび割れ等の異状は見当たらないか
収納棚など	書棚等は取付金物で壁や床に固定しているか

3 避難経路・避難場所の点検

津波被害が想定される学校では、設定している校外への避難経路や避難場所の点検も重要です。造成等による地形の変化や道路工事等での通行障害等、環境の変化に応じて点検を行うことが求められます。また、避難場所の設定に当たっては、教職員だけではなく、防災担当部局や研究者などの専門家の意見も参考にして決定しましょう。

点検の観点(例)

- ・分かりやすい案内板や表示があるか
- ・避難経路に障害物がないか
- ・災害種、状況に対応した複数の経路と場所が確保されているか
- ・児童生徒等の特性や発達段階を踏まえているか
- ・地域の自然的環境や社会的環境を踏まえているか
- ・近隣住民の避難や帰宅困難者の避難を想定しているか
- ・実地見分を行って確認されているか
- ・学校等の定めた避難経路、避難場所を児童生徒等や保護者に周知しているか

参考資料

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について 緊急提言」

平成23年7月(東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会)

「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」

平成 22年3月(文部科学省)

3-2 3

避難訓練

避難訓練は、災害発生時に児童生徒等が常に安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うとともに、災害時に地域や家庭において、自ら進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようになることを目指して行われるよう、次のような点に留意する必要があります。

1 「揺れたら」(初期対応)の訓練

地震発生時の基本行動は、どこにいても、どのような状況でも「上からものが落ちてこない」「横からものが倒れてこない」「ものが移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保することです。教師の指示を待たずに児童生徒等が自ら判断し行動できるよう繰り返し訓練することが大切です。

発達段階に応じ、何が危ないのか具体的な指導を行うためには、教師自身が落ちてくるもの、倒れてくるもの、移動してくるものとはどんなものなのか校舎内の非構造部材について把握しておく必要があります。突然の強い揺れでは思うように行動できないことも考えられ、身の回りを見渡して近い場所から探す訓練から始めましょう。

また、耐震化が図られている建物では、地震動によって建物が倒壊する危険性は低く、慌てて建物の外へ飛び出すような行動はかえって危険です。

緊急地震速報の報知音を利用した訓練でも基本行動は同様です。緊急地震速報は、テレビ、携帯電話、公共施設、公共交通機関などでの導入が進んでおり、児童生徒等が学校管理外にいる場合でも避難行動に有効であることから、訓練に取り入れることを考えましょう。

2 「揺れが収まったら」(二次対応)の訓練

「1. 体制整備と備蓄」中の学校や地域の特性を踏まえた二次対応への体制整備のチェック項目等を参考に各学校で考えられる二次災害について洗い出し、その対応に応じた訓練が必要です。

特に、津波の危険がある地域では、地震動を感知した場合はもとより、地震動を感知しなくても津波が到達することもあり得ることから、校内高所、校外高台等への避難訓練が必要です。この場合、地震動による避難経路の破損、交通状況によりあらかじめ定めておいた避難経路が使えなくなる可能性もあり、複数の経路を設定しておく必要があります。

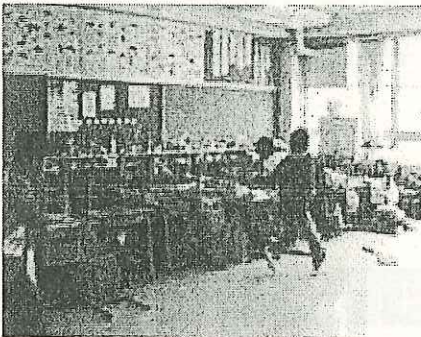
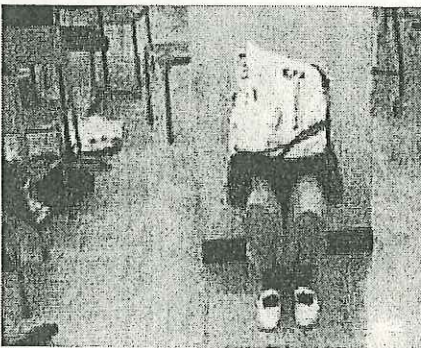
地域によっては、地震発生後から津波が到達するまでの時間が短いところもあり、訓練によって避難が完了するまでの時間を測定し、データとすることはとても重要です。また訓練によって明らかになった課題は、改善・改良を図ることによって実践的なマニュアルとなります。

さらに、東日本大震災では、貯水池が決壊したり土砂災害が発生した例もあり、津波以外でも学校周辺の立地状況に注意し、二次災害を想定した訓練が必要です。

3 避難訓練実施上の留意点

避難訓練の実施時期については、毎年同じになりがちです。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連、地域の実態を考慮して決定します。学校全体でなく、学級単位や部活動単位で実施することや、地域・家庭と連携して実施することも考えられます。また、休憩時間中や清掃中、さらに登下校中の場合なども想定し、災害の発生時間や場所に変化を持たせ、いかなる場合にも安全に対処できるようにすることが望まれます。特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍している場合には、その特徴や個別の配慮事項について全教職員で共通理解を図り、それを想定した訓練が必要です。

■ いろいろな避難訓練

地震に対する避難訓練	
緊急地震速報に対応する訓練	緊急地震速報の音源を利用し、直後にやってくる大きな揺れに対して、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練。担任や授業者の指示下にいない場合（休み時間や清掃時間など）も想定した訓練も必要です。 清掃時の避難訓練▶ 
地震動を感知し、身の安全を守る訓練	わずかな揺れを感知した時点で緊急地震速報受信時と同じように、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練。教室では「机の下にもぐって、机の脚をしっかりとつかむ」行動訓練ができますが、机がない場所にいる場合（移動教室時）や、休み時間なども想定した訓練が必要です。 机がない場合▶ 
地震動終息後、より安全な場所に移動する訓練	耐震化された校舎では、地震動直後に倒壊する危険性が低いと考えられます。しかし、引き続き強い余震が発生した場合には壁などが落下する危険や、火災などの二次災害も考えられます。これらを想定し、より安全な場所に素早く移動し、集合する行動訓練。屋外の運動場等に集合する訓練だけでなく、運動場が液状化で使用不能な状況や、津波の被害を想定した集合場所を設定して、訓練を行うことも重要です。また、季節や天候による適切な場所の設定についても考えておきましょう。
保護者への引き渡し訓練	児童生徒等が在校中に災害が発生、その後下校措置として、安全が確保された場合、保護者への引き渡しや集団下校が行われることになります。保護者への引き渡し方法を確認し、実際に保護者とともに訓練をしたり、下校経路での危険を想定し、より安全な経路を通る訓練なども考えられます。（引き渡しの詳細については後述）

地震後の災害に対する避難訓練

津波に対する
避難訓練

東日本大震災では、津波によって多くの児童生徒等が命を落としました。津波の危険性がわからずかでも考えられる学校では、避難場所を特定して訓練を行う必要があります。津波災害から避難するためには、津波が到達する前に、津波より高い場所に移動しなければなりません。一刻も早く避難するための手立てについて考えておくことが大切です。学校付近の高台、津波避難ビルまでの避難が完了するまでの時間を測定し、津波の予想到達時間と照らし合わせ、適切かどうか判断しておくことも必要です。また、学校付近に適切な場所がない場合には、学校の設置者とその対策について協議し、対応策を決めておくことが求められます。

さらに、津波の危険を察知した中学生が自らの判断で高台に避難して危険を回避した例があったことから、教師の指示を受けなくても、自らが危険を判断し、避難行動をとるための態度をばぐむ指導も重要です。

火災に対する
避難訓練

地震発生後の二次災害としては、火災も考えられます。消防署への通報、避難誘導、初期消火、非常時持ち出し品の搬出等、同時に行わなければならない対応が考えられ、児童生徒等の避難訓練と併せ、教職員の訓練も必要です。避難時には、出火場所や風向き、校舎の構造などにより、安全な避難経路を素早く判断することが求められます。地震による危険物も考慮しなければなりません。単に、火災の避難訓練として行うのではなく、地震後の発生を想定し、避難経路や集合場所について検討しておく必要があります。

4 教科・領域と関連させた避難訓練

学級(ホームルーム)活動や体育・保健体育等との関連を図って事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練実施後には、反省事項等についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮することが大切です。



3-2 4

教職員研修等

教職員は、災害から児童生徒等の生命や身体の安全を守るため、学校における防災体制や防災教育の重要性と緊急性を十分認識し、防災に関する自らの意識や対応能力、防災教育に関する指導力を一層高めることが求められます。そのためには、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要があります。

1 学校安全の中核となる教員の養成と研修

各学校においては、学校安全計画に研修を位置づけ、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行うことが求められます。校務分掌中に学校安全の中核となる教員を位置づけ、研修の推進役としての役割を担ってもらうなど、校内体制の整備も必要です。

すでに各学校に配布されている教職員用研修資料DVD「子ども(生徒)を事件・事故災害から守るためにできることは」(文部科学省)等を活用し、教職員全体の資質向上を図ることが大切です。

研修内容の例

- ・マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した防災避難訓練
- ・AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- ・教職員の安全確保と安否確認の方法
- ・児童生徒等の安全確保と安否確認の方法
- ・児童生徒等の引き渡し等の方法
- ・児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程への位置づけ、教育内容、教材等に関する共通理解
- ・児童生徒等の心のケアに関すること 等

2 地域や関係機関・団体との連携による人材等の活用

教職員の研修と併せ、児童生徒等に対しては地域の実態に応じた指導が必要です。地域の実情に詳しい人や関係機関・団体と連携を図り、実態把握や教材資源として活用することが望まれます。地域の歴史や地理、防災対策等について詳しい人材を活用したり、関連施設と教材開発を行うなどの取り組みにより地域の実態に即した指導内容を検討しましょう。児童生徒等への指導が、やがては地域の防災対策につながり、地域の文化として根付いていくことが期待されています。

また、教材として、文部科学省が作成している防災教育教材 CD・DVD「災害から命を守るために」(小学生用、中学生用、高校生用)を使用することで、基本的な防災に関する知識や行動を学ぶことができます。地域の学習と併せ活用しましょう。

行動連携の例	○学校や地域の特徴に合った防災マニュアルの作成 ○過去の災害や地域の対応を踏まえた防災教育カリキュラムの開発 ○地域と学校が協働した防災訓練
地域資源活用 の例	○学校で行う安全教育や訓練に、地域人材の指導を活用する。 ○地域にある安全に関する施設(防災館等)を教材として活用する。 ○地域の地形・地質・過去の災害・環境等を教材として活用する。 ○地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり、体験したりする。 ○地域で開催される安全に関する行事に参加するなどして、自らの安全を確保する能力や地域の方々等との助け合いの精神を育てる。 等

4-1

幼稚園

幼稚園の中には、広範囲から送迎バス等を利用し園児が登降園している場合があります。また、長時間の預かり保育実施等による在園時間中、保護者等がすぐに迎えに来られないことも予測されます。このため幼稚園においては他章に示す内容に加え、本章に示す内容を踏まえて対応することが重要です。特に引き渡しについては、様々な状況を想定した十分な事前対応が必要となります。

1 幼稚園の特性に応じた防災マニュアル作成時の留意点

事前の危機管理【備える】	
体制整備と備蓄	☐ 引き渡しに向けた体制整備 ●保護者が引き取りに来られない場合の代理者を登録し、それ以外には引き渡さないことを保護者と確認しておく。 ●保護者が引き渡しカードを持参できない場合を想定し、在籍者名簿等と照合の上、引き取り者のサイン等で引き渡し手立ても考え、教職員間で共通理解を図る。 ●担任が引き渡せない場合を想定し、引き渡し者を確認できる名簿等の保管場所・方法を共通理解しておく。(通園バス乗車中、園外保育時と同様) ☐ 配慮を要する幼児への対応 ●配慮を要する幼児の特徴や個別の配慮事項について、全教職員で共通理解を図る。 ●災害時の引き渡し方法等について、個別に保護者と確認する。
事後の危機管理【立て直す】	
引き渡しと待機	☐ 多様な保育形態の中での災害発生を想定し、保護者引き渡しまでの手順を明確化する ●正規教員と臨時教職員間の連携を密にし、いかなる状況の中でも、即座に正確な在園児数の確認ができるようにする。 ●特に全教職員が揃わない早朝の預かり保育などを実施している園では、その時間帯の状況に応じた対応が取れるよう共通理解を図る。 ●保護者が若年で不安度が高まり、正常な行動がとれない場合や、乳児を抱え移動が困難な場合が考えられる。一部の親子への対応のため時間をとられ、引き取りの際に混乱が生じないよう、保護者に伝える文言や指示が簡潔・明快にして教職員間で共通理解を図る。 ☐ 避難先となることを想定した体制整備 ※避難所として指定されていない場合でも、被害にあったり親子で家庭にすることが不安になったりして、在園児親子や地域住民が幼稚園を頼ってくる場合が予想される。一定期間、幼稚園が避難先となることを想定して体制を整備しておく。 ●手順(①施設安全確認後、開放準備 ②開放場所明示・避難者の誘導 ③名簿作成 ④情報収集と情報発信 ⑤衛生対策、救急用品の整備 ⑥備蓄品の管理、配布) ●部屋割りの配慮(職員室等、個人情報や通信機器がある部屋は本部として使い、一般の立ち入りを禁止する。) ○本部(運営・管理、通信) ○医療活動やカウンセリングの場所 ○最小限の保育場所

心のケア

□日々の健康観察における観点

- チック、どもり、指しゃぶり、赤ちゃん返りが見られる。
- 母親等、世話をする人にまとわりつく。
- 甘える、ぐずる、泣くなど扱いにくくなる。
- すぐ怒るなど、興奮しやすい。
- 音に過敏になり、驚く。
- 急に体を硬くする。
- 無口になる。又は、うまく話せなくなる。
- 表情が乏しくなる。
- 夜一人になることや寝ることを怖がる。
- 夜中に目を覚ます。夜泣きが見られる。
- おもらし、夜尿が見られる。トイレに一人で行けない。
- 体の痛みや具合の悪さを訴えるが、医者に見せても異常がない。
- 食欲がない。又は、食べ過ぎる。
- 便秘あるいは下痢による。
- わがままになる。又は、我慢し過ぎる。
- 衝撃的な体験に関連した遊びをする。
- 元気がなく、今までのように遊ばない。

2 預かり保育中など多様な状況下での避難誘導・引き渡しについて

多様な状況下での避難誘導、保護者への引き渡しの訓練を実施します。なお、教職員は避難場所を確認しておく必要があります。

多様な状況下での避難訓練(例)	
園内	☐ 一斉活動遊び、食事などの園内保育時 ☐ 朝や午後の預かり保育時 ※預かり保育担当職員は、預かり保育児名簿を携帯し、出席人数を常に把握する。 災害発生時は人員を瞬時に確認し、正確に報告するようにする。 ☐ 園庭開放時 ☐ 登降園時における幼児の引き渡し時
園外	☐ 園外保育時 ●近隣の散歩や施設訪問中 ●遠足(バス利用中、電車利用中)
登降園途中	☐ 徒歩等登降園中 ☐ 送迎バス運行中

あ と が き

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、巨大な地震と津波により広域にわたって大規模な被害が発生するという未曾有の災害となりました。そこでは、幼稚園の通園バスが津波に巻き込まれ、尊い幼い命が失われるという悲しい事態もありました。

本県においては、724 の幼稚園があり、その 9 割以上が私立幼稚園となっています。

そこで、神奈川県私立幼稚園連合会と連携し、平成 25 年 12 月に「神奈川県園バス津波対策研究会」を立ち上げ、県内私立幼稚園の皆様とともに、通園バスの津波対策の検討を進めてまいりました。

私立幼稚園の中には、既に通園バスの津波対策を実施している幼稚園もあり、こうした先行事例も参考にしながら、この研究会において、私立幼稚園連合会の皆様とともに、ガイドラインとしてまとめたものです。

「神奈川県通学・通園バス等津波対策ガイドライン」は、津波災害に対する備えの必要性を多くの幼稚園が改めて認識し、災害が発生した場合においても、避難等津波対策を講ずることにより、尊い幼い命を守るための一助にいただければと考えています。

最後になりますが、神奈川県私立幼稚園連合会 渡邊眞一会長をはじめ、私立幼稚園関係者の皆様のご協力により、ガイドラインの完成をみましたことを、心より感謝申し上げます。

平成 26 年 4 月

神奈川県県民局長
松 森 繁

